

民間等委託推進方針

平成17年7月

山形県

民間等委託推進方針

1 策定の趣旨、背景

- 県民ニーズの多様化のなかで、民間の技術水準の向上や提供するサービス分野の多様化に伴い、これまで県が主として提供してきた公共サービスについても、民間の技術・ノウハウ等を活用し、NPO等地域の多様な主体と協働により提供していく時代へと変化してきています。
- また、財政状況が非常に厳しい中で、地域にあった行政サービスを最も効率的に提供する方法を検討することがますます重要となっています。
- 一方、公の施設の指定管理者制度の導入、市場化テストの検討など、国の規制改革の流れのなかで民間等委託の阻害要因となっている制度の改正や新たな手法の検討等が行われており、行政サービスの民間開放の流れが加速しつつあります。
- 県行政においても、これらの流れを的確に捉え、これまで以上に効率的で効果的な事務事業の執行や行政サービスの提供に努めていく必要があることから、「民間にできることは民間に委ねる」との基本的な考え方にに基づき、民間等との協働や委託を推進するための方針をまとめました。

2 民間等委託推進の目的

- **県民サービスの質の向上**
民間の高度・専門的な技術や能力、蓄積されたノウハウ等を活用することにより、県民サービスの質の向上を図る。
- **効率的・効果的な行政運営**
多様な民間等の資源を活用することによりコスト縮減を図るとともに、業務執行の効率化や新たな行政課題等に対応するマンパワーの充実を図る。

○ 県民の参画やNPO等との協働による暮らしやすい地域社会の形成

NPOや県民によるボランティア等の主体的な活動が活発化しつつあり、それぞれの目的に応じて柔軟で多様なサービスを提供している。このような様々な組織と連携・協働を図ることにより、多様化する県民ニーズに機動的・効率的に対応する。

○ 地域の活性化、雇用の創出

民間における新たなビジネス機会の拡大や雇用の拡大など地域経済の活性化を図る。

3 方向性と進め方

○ 「民間にできることは民間に委ねる」との基本的な考えに基づき、業務の民間等への委託を積極的に推進するとともに一層の効率化を図る。

○ 民間等委託の可能性及び既に民間等委託を行っている業務の一層の効率化等についての点検を行い、民間等委託の実施計画を策定し、可能なものは直ちに実施するとともに、実施まで時間を要する場合は、実施時期等を示し、計画的な推進を図る。

4 県が直接実施すべき（民間等委託になじまない）業務

○ 県が直接実施すべき（民間等委託になじまない）と考えられる業務として次のものが考えられる。

① 法令等の規定により、制度上民間等委託ができないもの

② 許認可等の直接公権力の行使を伴うもの

③ 政策立案・総合調整等、行政の本来的機能であるもの

④ 入札業務等で、公正性、公平性の確保が特に求められるため、行政が実施する以外では事業執行が困難なもの

※ なお、個人情報を取扱うということだけでは、民間等委託になじまないと考えられる業務にはあたらない。

5 推進の視点

視点 1

新たな民間等委託の可能性を検討する。

(1) 国の規制緩和の動きをとらえ、民間等委託が可能な領域の掘り起こし

- 法令の規定等により県が直接実施しなければならない業務（4の①の業務）について、国における規制緩和や民間開放のための法制度の改正等の動き（市場化テストを含む。）があるものは、その動向を踏まえ検討し、可能なものから順次民間等委託を実施すること。

《参考》規制緩和等により民間等委託が可能となった業務例（予定を含む。）

業 務 名	業 務 内 容
水道施設運転管理	水道法が改正され、平成 14 年 4 月から浄水場の運転管理等高い技術力を要する業務を民間等に委託することが可能となった。
県税の収納	地方自治法施行令が改正され、平成 15 年 4 月から、地方税の収納を民間（コンビニ）等に委託することが可能となった。
放置車両の確認及び標章の取付	道路交通法が改正され、平成 18 年 6 月から違法駐車車両の確認及び標章の取付けを民間等に委託することが可能となる。

(2) (1)のほか、県が直接実施すべき（民間等委託になじまない）と考えられてきた業務について検討

- これまで県が直接実施すべきと考えられてきた業務（4の業務）についても、業務を細分化するなどして、一部を民間等委託することができないか検討すること。
 - ・ 直接公権力の行使に関与しないなど、付随する業務で、民間等委託できる部分がないか。
 - ・ 県自ら判断する前段の作業で、委託できる部分はないか、企画と実施の切り分けができないか。

視点 2

これまで進めてきた分野を一層推進する。

(1) これまで推進してきた分野の業務についての一層の推進

- 行財政改革大綱（平成16年3月策定）を踏まえ、これまで主に次のような分野で民間等委託を推進してきたところ、平成16年度には3,668件の民間等委託が行われている。これらの分野の業務について、推進を図ること。

《推進分野》

- ・ 定型的業務
- ・ 臨時的業務
- ・ 民間の専門的な知識、技術、設備が活用できる業務
- ・ 同種業務を行っている民間の活動主体が多い業務
- ・ NPOによる事業運営など民間等の自主性の発揮により、弾力的、効果的な運営が期待できる業務

《参考》平成16年度における民間等委託の実施状況

区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数
施設等管理	474	一般業務 (イベント、データ入力等)	302	廃棄物処理	298
庁舎等の清掃・ 警備等	479	大気測定等の環 境測定	33	専門業務 (給食、洗濯等)	836
設備等の運転・ 管理等	952	浄化槽管理等の 衛生管理等	294	計	3,668

(注) 測量・設計・コンサルタント等建設工事関連委託業務を除く。

- 他の都道府県において推進している業務(別紙参照)についても参考にして、民間等委託の推進を図ること。
- 民間からの業務の受託に関する提案なども参考にするとともに、他団体との共同実施など様々な手法による委託の可能性を検証し、民間等委託を推進すること。
- 業務内容の見直しなどで時間を要する場合は、実施時期及び行程ごとのスケジュール等を定め、進行管理を着実にしながら民間等委託を進めること。

(2) 公の施設の管理について、指定管理者制度を積極的に活用

- 公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の改正により、民間事業者も含めて自治体が指定する法人・団体が管理を代行できる制度に改正されたことから、これまで公社等に管理委託を行ってきた施設については、平成18年4月から指定管理者制度に移行することとしている。
- 現在直営で管理している公の施設についても、指定管理者制度の活用を検討すること。
- 実施までに時間を要する場合は、実施時期及び行程ごとのスケジュール等を定め、進行管理を着実にしながら指定管理者制度の活用を進めること。
- 指定管理者制度を活用しない場合でも、業務委託の推進を検討すること。

視点 3

既に民間等委託している業務について、一層効率的・効果的な委託の可能性について検討する。

- 既に委託している業務について、業務内容等を洗い直し、民間等委託の目的に照らし、一層の効率化や効果を高めるための点検・見直しを実施すること。

見直しの視点	業務点検例
委託業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を行う目的が既に達成済みでないか ・業務の必要性が希薄化していないか ・民間等に移管できないか
委託内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委託のサンプル数や対象範囲の見直しなど内容を厳選することにより委託料の削減を図れないか ・複数の委託業務をまとめ一本化することにより効率化を図れないか（複数の組織にまたがる共通業務の集約化）
契約方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間同じ相手方となっている委託業務について相手方を見直すことで委託料の削減を図れないか ・1社随意契約を見直すことで競争性を確保できないか ・複数年契約を行うことで委託料を削減できないか（平成17年2月に制度化された長期継続契約の活用など）
その他コスト削減や効率化を図る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・設計単価を見直す必要はないか
NPO等との協働の視点からの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOへの委託を考えられないか

6 留意点

- 業務の内容からは、民間等委託が可能（県が直接実施すべきものに該当しない場合）であっても、次のいずれかに該当する場合は、直ちには民間等委託を行わない（民間等委託に適さない）場合があると考えられる。
 - ① 民間等委託によるとコストが増加する場合
 - ・ 直営の場合のコスト：事業費＋職員人件費相当額
 - ・ 委託の場合のコスト：委託料＋県執行経費（事業費＋職員人件費相当額）
 - ※ 短期的にはコスト削減効果が現れない場合でも、中長期的に見てコスト削減が見込まれないか検討すること。
 - ② 県として必要な役務（サービスなど）を提供できる委託先がない場合
 - ※ 委託先となりうる企業・NPO等の把握・発掘に努めること。
- 委託等の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保、緊急時の対応に十分留意し、必要な措置を講ずること。
《個人情報保護について》
「個人情報を取り扱う事務の委託基準（平成13年3月8日付け総第704号総務部長通知）」を踏まえて委託を行うこと。なお、山形県個人情報保護条例において、委託の相手先に個人情報の適正管理を義務付ける（第9条第2項）とともに、個人情報を漏洩させた委託の相手先の従業員に対する罰則（第40条）を規定している。
- 委託等を行った業務についての行政としての責任を果たし得るよう、サービスの質、コストの妥当性などを適切に評価・管理すること。
- 今後、民間等委託の実施状況、公の施設の管理状況等について公表していくこととする。

○定型的なもの

- ・データ管理業務（集計、電算入力、台帳整備等）
- ・統計、調査、アンケート業務
- ・窓口サービス（受付・案内、貸出、情報提供、電話交換等）
- ・収納、給付、融資業務（手数料収納等）
- ・文書收受、印刷・製本、資料整理保存等
- ・福利厚生、庶務業務（給与、旅費、福利厚生等の総務関係）
- ・その他（水道メーター検針等）

○民間の専門的な知識・技術を活用できるもの

- ・公共事業に関する測量、調査、設計業務
- ・分析、調査、検査、検定、測定業務（水質、地質分析等）
- ・機器・設備等の保守管理業務
- ・用地買収等関連業務（移転登記等）
- ・技術指導、相談、訓練、監督業務
- ・定期的な健康診断業務
- ・免許試験関係業務（試験、登録、交付等）
- ・情報化関連業務（情報処理、システム開発・運用・管理、ホームページ作成・運営）

○施設等の管理、運営等に関するもの

- ・公の施設の管理運営業務
- ・土木施設（道路、河川、ダム、港湾等）の維持管理業務
- ・農林水産施設等（ほ場、家畜等）の維持管理業務
- ・庁舎等の維持、管理等業務
- ・公用車等の管理、運転業務
- ・県立施設の調理、給食業務

○イベント・研修等に関するもの

- ・展示会、イベント等の企画運営
- ・広報、番組制作、啓発業務
- ・研修、講習会等の企画運営
- ・販売促進業務（物産振興等）